

■通関士試験対策まるわかりノート（訂正表）

該当箇所	訂正後	訂正前
	平成 23 年度版・「通関士試験対策まるわかりノート（2011）」は、本年 4 月 1 日に施行された「関税定率法等の一部改正法案」をもとに制作していましたが、関税法第 7 条の 15 及び第 14 条から第 14 条の改正部分の施行日が「所得税法等の一部改正法案」の施行の日となっていたところ、未だに同改正法案が国会を通過していないことから、当該改正部分について内容を次のように訂正・変更させていただきます。 あわせて、その他の訂正等もここに記させていただきます。	
P.129 合格への道案内 4.	②税関長の増額更正がなかった場合には、更正の期間制限（除斥期間）との関連で、一般に輸入許可の日から 3年 以内	②税関長の増額更正がなかった場合には、更正の期間制限（除斥期間）との関連で、一般に輸入許可の日から 5年 以内
P.129 例題の解説 4	4 納税申告をした者は、・・・、税関長の（増額）更正があるまで（当該関税の法定納期限（輸入の許可の日）から 3年 を経過する日まで）、修正申告をすることができます。	4 納税申告をした者は、・・・、税関長の（増額）更正があるまで（当該関税の法定納期限（輸入の許可の日）から 5年 を経過する日まで）、修正申告をすることができます。
P.129 例題の解説 3	3 納税申告をした者が修正申告をすることができる期間は、税関長の増額更正があるまで（当該関税の法定納期限（輸入の許可の日）から 3年 を経過する日まで）です。	3 納税申告をした者が修正申告をすることができる期間は、税関長の増額更正があるまで（当該関税の法定納期限（輸入の許可の日）から 5年 を経過する日まで）です。
P.130 例題 4	4 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて・・・、当該承認の日の翌日から起算して 1年 を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日までの間に行うことができる。	4 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて・・・、当該承認の日の翌日から起算して 5年 を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日までの間に行うことができる。
P.131 合格への道案内 4.	②又は、輸入許可の日（特例申告貨物については特例申告書の提出期限）から 1年 以内（輸入許可前引取承認を受けた貨物については、輸入許可前引取承認を受けた日の翌日から起算して 1年 を経過する日と、輸入許可の日とのいずれか遅い日までの間）	②又は、輸入許可の日（特例申告貨物については特例申告書の提出期限）から 5年 以内（輸入許可前引取承認を受けた貨物については、輸入許可前引取承認を受けた日の翌日から起算して 5年 を経過する日と、輸入許可の日とのいずれか遅い日までの間）
P.132 例題の解説 2	2 税関長は、輸入の許可をした貨物に係る関税についての更正は、当該関税の法定納期限（輸入の許可の日）から 3年 を経過した以後においては、することができません。	2 税関長は、輸入の許可をした貨物に係る関税についての更正は、当該関税の法定納期限（輸入の許可の日）から 5年 を経過した以後においては、することができません。
P.142 例題の解説 1、2、3	1 納税申告があった税額等の計算が・・・、当該貨物の輸入の許可の日から 3年 を経過した日以後においては、することができません。（賦課権の行使の期間制限） 2 納税申告を要する貨物が輸入時までには納税申告がないときに、・・・原則として当該貨物の 輸入の日 から 5 年を経過した日以後においてはすることができません。（賦課権の行使の期間制限） 3 本邦に入国する者が、その入国の際に携帯して輸入する貨物に対する関税で・・・、当該貨物の 輸入の日 から 5 年を経過した日以後においてはすることができません。（賦課権の行使の期間制限）	1 納税申告があった税額等の計算が・・・、当該貨物の輸入の許可の日から 5年 を経過した日以後においては、することができません。（賦課権の行使の期間制限） 2 納税申告を要する貨物が輸入時までには納税申告がないときに、・・・原則として当該貨物の 輸入の許可の日 から 5 年を経過した日以後においてはすることができません。（賦課権の行使の期間制限） 3 本邦に入国する者が、その入国の際に携帯して輸入する貨物に対する関税で・・・、当該貨物の 輸入の許可の日 から 5 年を経過した日以後においてはすることができません。（賦課権の行使の期間制限）

該当箇所	訂正後		訂正前	
P.143 合格への道案内 1. 表内	正規の輸入手続（納税申告又は課税標準の申告）があった関税に対する更正又は賦課決定	法定納期限等から <u>3年</u> を経過した日	正規の輸入手続（納税申告又は課税標準の申告）があった関税に対する更正又は賦課決定	法定納期限等から <u>5年</u> を経過した日（賦課決定方式の入国者の携帯品の関税で課税標準の申告があった関税に対する賦課決定については3年）
	正規の輸入手続（納税申告又は課税標準の申告）がなかった関税に対する更正又は賦課決定	法定納期限等から <u>5年</u> を経過した日	正規の輸入手続（納税申告又は課税標準の申告）がなかった関税に対する更正又は賦課決定	
	偽りその他不正の行為により関税を免れた場合、…	(略)	偽りその他不正の行為により関税を免れた場合、…	(略)
P.143 合格への道案内 2. 表内	正規の輸入手続（納税申告又は課税標準の申告）あった関税	法定納期限等から <u>3年</u> を経過した日	正規の輸入手続（納税申告又は課税標準の申告）あった関税	法定納期限等から <u>5年</u> （賦課決定方式の入国者の携帯品の関税で課税標準の申告があった関税に対する賦課決定については3年）
	正規の輸入手続（納税申告又は課税標準の申告）がなかった関税	法定納期限等から <u>5年</u> を経過した日	正規の輸入手続（納税申告又は課税標準の申告）がなかった関税	
	偽りその他不正行為によりほ脱した関税(略)	(略)	偽りその他不正行為によりほ脱した関税(略)	(略)
P.143 STEP UP 1	1 輸入許可前引取りの承認を受けて…、当該承認の日から <u>3年</u> を経過した日以後においてはすることができない。 (解説) 1 輸入許可前引取りの承認を受けて…、当該承認の日から <u>3年</u> を経過した日以後においてはすることができません。【正】		1 輸入許可前引取りの承認を受けて…、当該承認の日から <u>5年</u> を経過した日以後においてはすることができない。 (解説) 1 輸入許可前引取りの承認を受けて…、当該承認の日から <u>5年</u> を経過した日以後においてはすることができません。【正】	
P.318 頻出条文 No.39	3 <u>国税通則法</u> 第20条…		3 <u>国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（旧国税通則法）</u> 第20条…	
P.319 頻出条文 No.41	5 <u>国税通則法</u> 第29条…		5 <u>国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（旧国税通則法）</u> 第29条…	
P.321 頻出条文 No.47	1 関税についての更正又は賦課決定は、これらに係る関税の法定納期限等から【 <u>3年</u> 】を経過した日（同日前に期限後特例申告書の提出があった場合には、同日とその提出があった日から2年を経過した日とのいずれか遅い日）以後においては、することができない。 2 <u>正規の輸入手続（納税申告又は課税標準の申告）がなかった関税についての決定、決定についての【更正】又は賦課決定は、これらに係る関税の法定納期限から【5年】を経過した日以後においては、することができない。</u> 3 偽りその他の…、することができる。 4 関税の徴収を目的とする国の権利は、その関税の【法定納期限等】から【 <u>3年間</u> 】（第		1 関税についての更正、決定又は賦課決定は、これらに係る関税の法定納期限等から【 <u>5年</u> 】（第6条の2第1項第2号イ又はホ（税額の確定の方式）に規定する関税で【課税標準】の申告があったものに係る【賦課決定】については、3年）を経過した日以後においては、することができない。 2 <u>前記1の…、することができる。</u> 3 偽りその他の…、することができる。 4 関税の徴収を目的とする国の権利は、その関税の【法定納期限等】 <u>（前記2の規定によ</u>	

該当箇所	訂正後	訂正前
	<p><u>14 条第 2 項又は第 3 項に規定する更正、決定又は【賦課決定】に係る関税については、【5 年間】）行使しないことによって、【時効】により消滅する。</u> なお、<u>国税通則法</u>第 72 条第 2 項…</p>	<p><u>る更正又は【賦課決定】により納付すべきものについては、当該【更正】があった日とする。）から【5 年間】行使しないことによって、【時効】により消滅する。</u> なお、<u>国税に係る【共通的な手続】並びに納税者の【権利】と義務に関する法律（改正前の国税通則法）</u>第 72 条第 2 項…</p>
P.332 期限・期間・金額に関する事項 一覧	<p>更正の請求をすることができる期間《関税法第 7 条の 15 第 1 項》 ↓ 輸入の許可の日（特例申告貨物については、特定申告書の提出期限）から <u>1 年</u>以内、又は輸入許可前引取の承認日の翌日から <u>1 年</u>を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日</p>	<p>更正の請求をすることができる期間《関税法第 7 条の 15 第 1 項》 ↓ 輸入の許可の日（特例申告貨物については、特定申告書の提出期限）から <u>5 年</u>以内、又は輸入許可前引取の承認日の翌日から <u>5 年</u>を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日</p>
P.332 期限・期間・金額に関する事項 一覧	<p><u>更正</u>又は賦課決定の期間制限（賦課権の期間制限） 《関税法第 14 条第 1 項》 ↓ <u>法定納期限等から 3 年を経過した日（同日前に期限後特例申告書の提出があった場合には、同日とその提出があった日から 2 年を経過した日とのいずれか遅い日）</u> （参考） 決定等の期間制限（賦課権の期間制限）《関税法第 14 条第 2 項》 ↓ 法定納期限等から 5 年</p>	<p><u>更正、決定</u>又は賦課決定の期間制限（賦課権の期間制限） 《関税法第 14 条第 1 項》 ↓ <u>法定納期限等から 5 年（本邦への入国者が携帯し又は別送して輸入する貨物等の関税で課税標準の申告があったものについては 3 年間）を経過した日</u></p>
P.332 期限・期間・金額に関する事項 一覧	(削除)	<p><u>賦課権の期間制限により更正をすることができないこととなる日前 6 月以内にされた更正の請求に係る更正等のできる期間《関税法第 14 条第 2 項》</u> ↓ <u>更正の請求があった日から 6 月を経過する日</u></p>
P.333 期限・期間・金額に関する事項 一覧	<p>ほ脱に係る関税の徴収権の消滅時効の期間《関税法第 14 条の 2 第 1 項、第 2 項において準用する <u>国税通則法</u>第 73 条（時効の中断及停止）》 ↓ 法定納期限等から 5 年間（ほ脱に係る関税の徴収権の消滅時効は、当該関税の法定納期限から 2 年間進行しないので、法定納期限から 2 年を経過した日の翌日から消滅時効が進行して 5 年間で消滅する。）</p>	<p>ほ脱に係る関税の徴収権の消滅時効の期間《関税法第 14 条の 2 第 1 項、第 2 項において準用する <u>国税に係る共通的な手続並びに国民の権利と義務に関する法律</u>第 73 条（時効の中断及停止）》 ↓ 法定納期限等から 5 年間（ほ脱に係る関税の徴収権の消滅時効は、当該関税の法定納期限から 2 年間進行しないので、法定納期限から 2 年を経過した日の翌日から消滅時効が進行して 5 年間で消滅する。）</p>